

岩 手 県 報

第 1 0 5 3 6 号

平 成 1 8 年 3 月 3 日

金 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

告 示

頁

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……(地域企画室) 1
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請() 2
- 環境基本法の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の指定の一部改正……(環境保全課) 2
- 生活保護法の規定による介護扶助のための機関の指定……(地域福祉課) 2
- 生活保護法の規定による指定介護機関の事業の廃止
……………() 2
- 技能検定の実施……(労政能力開発課) 3
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定(石関地区)
……………(農村建設課) 3
- 地積を特に減じて換地を定める土地、又は換地を定めない土地の指定……() 4
- 地積を特に減じて換地を定める土地の指定…() 4
- 地積を特に減じて換地を定める土地、又は換地を定めない土地の指定……() 5

- 地積を特に減じて換地を定める土地の指定…() 5
- 通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路の指定……(道路環境課) 6
- 通行する車両の総重量の最高限度が最大25トンである道路の指定……() 6
- 岩手県収入証紙を売りさばく市町村及び売りさばき人の指定の一部改正……(出納課) 6
- 千厩地方振興局長告示
- 土地改良区役員の退任(室根村土地改良区)……7
- 二戸地方振興局委員長告示
- 林業種苗法の規定による生産事業者に係る登録証の記載事項の変更……7
- 教育委員会規則
- 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……7
- 人事委員会告示
- 口頭により開示請求をすることができる個人情報の一部を改正する告示……7
- 監査委員会告示
- 監査の結果の公表……8

告 示

岩手県告示第262号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成18年3月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 申請のあった年月日 平成17年11月30日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ア 名称 特定非営利活動法人防災ネットいわて
- イ 代表者の氏名 井良沢道也
- ウ 主たる事務所の所在地 盛岡市みたけ四丁目4番20号
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、岩手県に在住する自然災害の専門家を中心に組織した防災ネットワークを構築し、市民の防災に関する知識の向上および意識の高揚に努め、地域における防災対応力の向上および災害発生時における復旧支援等に寄与することを目的とする。
- 2(1) 申請のあった年月日 平成17年12月7日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ア 名称 特定非営利活動法人花巻青少年少女創造活動支援協会

イ 代表者の氏名 三国慶歌

ウ 主たる事務所の所在地 花巻市松園町4番3号花巻市技術振興会館内

- (3) 定款に記載された目的 この法人は、子供たちに対する科学技術並びにものづくりの知識、技能の涵養及び社会生活の基本を修得させる事業の支援を行い、将来の地域産業振興に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成17年12月13日

- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ア 名称 特定非営利活動法人ひまわり

イ 代表者の氏名 田代文雄

ウ 主たる事務所の所在地 久慈市中央三丁目51番地

- (3) 定款に記載された目的 この法人は、少子高齢化・介護福祉・教育・地域活性化問題等を新しい認識のもと、市民総参加による積極的な取組みにより、より充実した社会・豊かな地域形成を目指す事業を行い、そして「地域で支えあう福祉社会の形成」を促進するために市民・市民企業のネットワークを生かし、地域密着型特定非営利活動サービスの向上に努め、以って公益の増進に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成18年1月30日

- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ア 名称 特定非営利活動法人いわてユニバーサルデザインセンター

イ 代表者の氏名 横澤高德

ウ 主たる事務所の所在地 盛岡市長田町2番21号

(3) 定款に記載された目的 この法人は岩手県内のすべての人を対象にユニバーサルデザインに関する事業を行い、地域住民の共生と福祉に寄与することを目的とする。

岩手県告示第263号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成18年3月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 申請のあった年月日 平成18年2月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 特定非営利活動法人しずくいし・いきいき暮らしネットワーク

(2) 代表者の氏名 福本敏

(3) 主たる事務所の所在地 岩手郡雫石町南畑第28地割182番地

3 定款に記載された目的 この法人は、雫石町の地域資源を活用して、心の豊かな地域社会の構築を図ることを目的とする。

岩手県告示第264号

環境基本法の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の指定（昭和47年岩手県告示第558号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前					改正後						
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定					別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定						
水 域		該当 類型	達成 期間	暫定 目標	備 考	水 域		該当 類型	達成 期間	暫定 目標	備 考
[略]						[略]					
大槌 湾 水 域	[略]				昭和50 年 3 月 25日適 用	大槌 湾 水 域	[略]				昭和50 年 3 月 25日適 用
	鵜住居川（鵜住居川本流）	A	[略]				鵜住居川（鵜住居川本流）	AA	[略]		
	[略]						[略]				
[略]						[略]					
備考 [略]						備考 [略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

備考 改正部分は、下線の部分である。

岩手県告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成18年3月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

訪問入浴介護

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指定年月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人康済会	岩手郡雫石町西安庭第26地割字二面130番地1	康済会訪問入浴介護サービス事業所	岩手郡滝沢村鵜飼字諸葛川16番地19	平成18年 2月23日

岩手県告示第266号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関が事業

を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成18年3月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

居宅介護支援計画の作成

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃止年月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人桂泉会	九戸郡軽米町大字山内第12 地割字太田向89番地7	浄心園指定居宅介護支援事 業所	二戸郡浄法寺町大清水字サ イカツ平97番44	平成17年 2月28日

岩手県告示第267号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の規定により、平成18年度前期技能検定を次のとおり行う。

平成18年3月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 技能検定の実施職種

- (1) 1級及び2級 造園、金属熱処理（一般熱処理及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（曲げ板金に係るものに限る。）、仕上げ（金型仕上げに係るものに限る。）、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、とび、左官、築炉、タイル張り、畳製作、防水施工（セメント系防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装（壁装に係るものに限る。）、塗装（木工塗装、建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げに係るものに限る。）、写真、フラワー装飾

- (2) 3級 造園、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、機械保全、電子機器組立て、フラワー装飾

- (3) 単一等級 路面標示施工

2 技能検定の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
実技試験	平成18年6月12日から同年9月10日までの間において別に通知する。	別に通知する。
学科試験	平成18年7月30日、8月20日、27日、30日、9月3日のうち別に通知する。	

- 3 受検手続 受検申請書を平成18年4月4日から同月14日まで岩手県職業能力開発協会に提出すること。

- 4 その他 詳細については、岩手県商工労働観光部労政能力開発課又は岩手県職業能力開発協会（盛岡市大通三丁目2番8号

岩手県金属工業会館内）に問い合わせること。

岩手県告示第268号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の規定により、平成18年度全期技能検定を次のとおり行う。

平成18年3月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 技能検定の実施職種

- (1) 随時3級（随時実施により行われる3級をいう。以下同じ。）、基礎1級及び基礎2級 さく井、鍛造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

注 上記職種のうち随時3級の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

2 技能検定の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
実技試験	岩手県職業能力開発協会が別に通知する。	別に通知する。
学科試験		

- 3 受検手続 受検申請書を岩手県職業能力開発協会に提出すること。

- 4 その他 詳細については、岩手県商工労働観光部労政能力開発課又は岩手県職業能力開発協会（盛岡市大通三丁目2番8号岩手県金属工業会館内）に問い合わせること。

岩手県告示第269号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めた。

なお、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、平成18年3月7日から同年4月4日まで関係書類を縦覧に供する。

平成18年3月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

地 区 名	縦 覧 書 類	縦 覧 場 所
石関地区	当該決定に係る 換地計画書の写 し	奥州市役所

岩手県告示第270号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営一関第1地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地又は換地を定めない土地として指定した。

平成18年3月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地目	用途	地 積	特に減 じる地 積
一関市川辺字三角谷 起	22番3	用悪 水路	用悪 水路	m ² 548	m ² 93
〃	270番	田	田	1,008	536
一関市川辺字一本谷 起	4番2	原野	原野	158	7
〃	17番1	田	田	1,004	260
〃	62番	〃	〃	975	99
〃	139番	〃	〃	1,014	263
一関市川辺字三番谷 起	10番1	畑	〃	3,365	138
一関市川辺字藤後	2番	〃	畑	707	71
〃	12番3	〃	〃	470	288
〃	12番4	公衆 道路	雑種 地	246	116
〃	35番	原野	原野	198	20
一関市川辺字崩	107番3	原野	雑種 地	552	27
〃	118番3	田	田	1,157	767
〃	124番1	畑	畑	647	232
〃	乙124 番2	原野	原野	56	25
一関市川辺字沼尻	129番2	田	田	958	266
一関市川辺字石田谷 起	52番4	〃	〃	978	144
〃	85番	〃	〃	1,021	297
〃	133番	〃	〃	1,001	174
〃	143番	〃	〃	555	54
〃	150番1	〃	〃	254	152
〃	171番2	〃	〃	575	126
一関市川辺字河岸	19番1	宅地	畑	129	111
一関市川辺字窪	40番	原野	〃	317	138
一関市川辺字洪梨	13番	畑	〃	667	33
一関市川辺字真畑	160番	田	田	991	99
一関市川辺字野起合	45番	畑	〃	1,646	796
一関市川辺字高谷起	111番1	田	〃	390	68
一関市川辺字巻野華	60番	〃	〃	809	40
一関市中里字藤後	40番1	畑	〃	1,014	979

〃	56番	〃	〃	654	169
〃	64番1	〃	〃	2,343	23
一関市中里字根岸谷 起	43番	〃	畑	687	205
西磐井郡平泉町平泉 字三貫	32番2	田	田	687	62
〃	112番	〃	〃	978	186
西磐井郡平泉町平泉 字一筋	145番2	用悪 水路	用悪 水路	589	584
〃	215番3	〃	〃	719	457
〃	269番	田	田	1,011	50
西磐井郡平泉町長島 字古川	106番2	用悪 水路	用悪 水路	1,200	1,089
〃	111番2	〃	〃	790	397
〃	166番3	〃	〃	1,408	1,301
西磐井郡平泉町長島 字袋谷起	30番2	〃	〃	403	173
〃	37番	田	田	985	73
〃	49番2	用悪 水路	用悪 水路	489	372
〃	68番2	〃	〃	244	57
〃	145番2	〃	〃	244	36
〃	172番2	〃	〃	664	574
〃	220番2	田	田	793	89
西磐井郡平泉町長島 字太田	48番3	用悪 水路	用悪 水路	320	288
〃	66番2	〃	〃	492	438
〃	74番2	〃	〃	290	155
〃	80番2	田	田	800	9
〃	173番2	用悪 水路	用悪 水路	294	113
〃	190番	田	田	995	55
〃	193番2	用悪 水路	用悪 水路	965	795
〃	254番2	田	田	578	130
〃	308番2	用悪 水路	用悪 水路	191	129

2 換地を定めない土地の所在地

所 在	地 番	地目	用途	地 積
一関市川辺字三角谷起	269番	田	田	m ² 819
一関市川辺字崩	117番	〃	〃	1,130
〃	118番1	〃	〃	1,130
一関市川辺字一本谷起	24番2	用悪 水路	用悪 水路	178
西磐井郡平泉町平泉字一筋	80番2	〃	〃	17
西磐井郡平泉町平泉字川添	159番2	公衆 道路	公衆 道路	25
〃	165番1	用悪 水路	用悪 水路	16
西磐井郡平泉町長島字袋谷 起	50番2	〃	〃	208
〃	165番2	〃	〃	109
西磐井郡平泉町長島字太田	67番2	〃	〃	386

岩手県告示第271号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営夏川地

区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成18年3月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減 じる地 積
				m ²	m ²
一関市花泉町油 島字愛宕前	33番 1	田	田	543	375
〃	34番 2	〃	〃	261	108
〃	91番 3	〃	〃	530	366
〃	103番	〃	〃	427	197
〃	105番	〃	〃	1,591	1,004
一関市花泉町油 島字東大川原	25番 2	〃	〃	579	359
〃	48番	〃	〃	1,923	1,105
一関市花泉町油 島字西大川原	36番	〃	〃	1,013	765
〃	72番 1	〃	〃	1,003	394
〃	173番 1	〃	〃	1,966	1,133
一関市花泉町油 島字廻戸	5 番	〃	〃	1,008	819
〃	27番	〃	〃	1,016	953
〃	42番	〃	〃	1,008	899
一関市花泉町油 島字柿野木	4 番 2	〃	〃	572	250
〃	12番 2	〃	〃	524	510
一関市花泉町油 島字西小田	34番	〃	〃	1,002	194
一関市花泉町油 島字貝島	171番	〃	〃	988	706
〃	236番	〃	〃	2,003	68

岩手県告示第272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営伊手西部地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地又は換地を定めない土地として指定した。

平成18年3月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減 じる地 積
				m ²	m ²
奥州市江刺区伊手字 沢田	6 番	田	田	1,524	260
〃	17番	〃	〃	1,571	284
〃	14番 5	〃	〃	960	221
〃	20番 1	〃	〃	2,268	321
〃	29番	〃	〃	2,104	437
〃	44番	〃	〃	1,985	1,087
〃	46番	〃	〃	2,805	344
〃	65番	〃	〃	2,466	1,453
奥州市江刺区伊手字 館下	7 番	〃	〃	1,378	156

〃	18番	〃	〃	281	197
〃	107番	〃	〃	1,347	339
〃	112番 3	〃	〃	1,137	765
〃	115番 1	〃	〃	1,257	699
奥州市江刺区伊手字 小中田	21番	〃	〃	2,295	1,193
〃	22番	〃	〃	1,675	189
〃	36番 3	〃	〃	1,090	131
奥州市江刺区伊手字 枹和	2 番 1	〃	〃	551	62
〃	18番 3	〃	〃	722	409
〃	41番 1	〃	〃	877	265
奥州市江刺区伊手字 久田	21番 1	〃	〃	1,605	432
〃	22番 1	〃	〃	2,160	325
奥州市江刺区伊手字 御堂	53番 3	畑	〃	2,056	683

2 換地を定めない土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
				m ²
奥州市江刺区伊手字新山	30番 1	田	田	753
〃	31番 7	〃	〃	37
奥州市江刺区伊手字館下	1 番 7	原野	原野	118
〃	1 番 9	〃	〃	94
〃	2 番 2	〃	〃	290
奥州市江刺区伊手字沢田	19番 1	田	田	1,939

岩手県告示第273号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営浅沢地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成18年3月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減 じる地 積
				m ²	m ²
八幡平市古屋敷	8 番	畑	畑	982	178
〃	9 番	〃	〃	583	53
〃	10番	〃	〃	1,093	100
〃	15番 1	〃	〃	846	77
〃	19番 4	〃	〃	483	40
〃	38番 1	田	田	3,569	326
〃	41番	〃	〃	867	93
〃	43番 2	畑	畑	1,701	310
〃	48番	田	田	398	137
〃	50番	畑	畑	2,333	222
〃	51番	〃	〃	2,034	387
〃	52番	〃	〃	1,539	274
〃	53番	〃	〃	1,370	126
〃	54番	〃	〃	1,709	656
〃	55番	〃	〃	2,254	207
〃	76番	〃	〃	1,793	165

〃	77番	〃	〃	1,056	432
八幡平市中佐井	31番	〃	〃	802	37
〃	36番	〃	〃	454	33
〃	37番	〃	〃	868	67
〃	38番	〃	〃	4,165	246
〃	40番1	〃	〃	824	65
〃	40番2	〃	〃	794	64
〃	41番1	〃	〃	1,307	132
〃	41番2	〃	〃	838	54
〃	42番	〃	〃	3,449	224
〃	43番	〃	〃	1,472	108
〃	46番	〃	〃	928	49

岩手県告示第274号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成18年3月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路線名	区 間
県道	柏台松尾線	八幡平市松尾寄木字赤川国有林488林班ハ2小班地先から野駄第3地割字鬼清水369番6地先まで
県道	北上金ヶ崎インター線	北上市相去町字大松沢1番60地先から字和田尻23番3地先まで

2 指定する期日 平成18年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないように走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

岩手県告示第275号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成18年3月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路線名	区 間
県道	釜石港線	釜石市只越町一丁目64番地先から鈴子町102番102地先まで
県道	一関北上線	一関市山目字大槻89番2地先から中央町二丁目35番2地先まで
県道	一関大東線	一関市中央町二丁目32番1地先から大東町摺沢字新右エ門土手39番3地先まで
県道	花巻北上線	花巻市高木第18地割4番1地先から第21地割18番1地先まで
県道	玉里水沢線	奥州市水沢区佐倉河字釜田4番2地先から字惣前町33番2地先まで
県道	広瀬三ヶ尻線	奥州市江刺区広瀬字山影12番2地先から胆沢郡金ヶ崎町大字三ヶ尻字荒巻140番1地先まで
県道	花巻空港インター線	花巻市空港南二丁目58番1地先から下似内第2地割146番1地先まで

2 指定する期日 平成18年4月1日

岩手県告示第276号

岩手県収入証紙を売りさばく市町村及び売りさばき人の指定（昭和48年岩手県告示第735号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後
1 市町村 盛岡市、釜石市、宮古市、一関市、大船渡市、水沢市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、江刺市、二戸市、八幡平市 [略] 胆沢郡前沢町、金ヶ崎町、胆沢町及び衣川村 [略]	1 市町村 盛岡市、釜石市、宮古市、一関市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市 [略] 胆沢郡金ヶ崎町 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

千厩地方振興局長告示

千厩地方振興局長告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、室根村土地改良区（一関市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成18年3月3日

千厩地方振興局長 沖 正 博

理事

小 山 京 一 一関市室根町折壁字宝下138番地2

二戸地方振興局長告示

二戸地方振興局長告示第3号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、生産事業者に係る登録証の記載事項の変更について次のとおり届出があった。

平成18年3月3日

二戸地方振興局長 渡 部 正 利

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	変 更 事 項		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
岩手二79	大森 茂男 二戸市浄法寺町下沢50	二戸郡浄法寺町大字漆沢字下沢49	二戸市浄法寺町下沢50	平成18年 1月1日

教育委員会規則

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月3日

岩手県教育委員会

委員長 安 藤 厚

岩手県教育委員会規則第5号

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前

別表第1 高等学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程の学級編成（第3条関係）

学校名	区分	全日制の課程		定時制の課程		通信制の課程	
		学科名	学級数	学科名	学級数	学科名	学級数
[略]							
岩手県立胆沢高等学校		[略]	6	[略]			
[略]							
岩手県立浄法寺高等学校		[略]	6	[略]			
[略]							

改正後

別表第1 高等学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程の学級編成（第3条関係）

学校名	区分	全日制の課程		定時制の課程		通信制の課程	
		学科名	学級数	学科名	学級数	学科名	学級数
[略]							
岩手県立胆沢高等学校		[略]	5	[略]			
[略]							
岩手県立浄法寺高等学校		[略]	5	[略]			
[略]							

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

人事委員会告示

岩手県人事委員会告示第1号

口頭により開示請求をすることができる個人情報（平成13年岩手県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月3日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

改正前				改正後			
口頭により開示請求を することができる個人情報 の内容		口頭により開 示請求をする ことができる 期間	口頭により開 示請求をする ことができる 場所	口頭により開示請求をす ることができる個人情報 の内容		口頭により開 示請求をする ことができる 期間	口頭により開 示請求をする ことができる 場所
事務の種類	開示す る内容			事務の種類	開示す る内容		
職員採用上級試験	[略]			職員採用Ⅰ種試験	[略]		
職員採用中級試験	[略]			職員採用Ⅱ種試験	[略]		
職員採用初級試験	[略]			職員採用Ⅲ種試験	[略]		
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

監査委員告示

岩手県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づいて行った平成16年度の出納その他の事務の執行に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年3月3日

岩手県監査委員 川 村 農 夫
 岩手県監査委員 平 沼 健
 岩手県監査委員 一 戸 克 夫
 岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 監査対象団体、監査執行年月日及び担当監査委員

監 査 対 象 団 体	監 査 執 行 年 月 日	担 当 監 査 委 員
財団法人さんりく基金	平成17年11月25日	川 村 農 夫 一 戸 克 夫
三陸鉄道株式会社	平成18年 2月15日	川 村 農 夫 谷 地 信 子
財団法人いわて愛の健康づくり財団	平成17年11月22日	平 沼 健 谷 地 信 子
財団法人岩手県福祉基金	平成17年11月24日	川 村 農 夫 一 戸 克 夫

株式会社岩手ソフトウェアセンター	平成17年11月24日	平 沼 健 谷 地 信 子
財団法人岩手県観光協会	平成17年11月22日	川 村 農 夫 一 戸 克 夫
岩手トラックターミナル株式会社	平成17年11月24日	川 村 農 夫 一 戸 克 夫
株式会社クリーンピアいわて	平成17年11月24日	川 村 農 夫 一 戸 克 夫
岩手県漁業信用基金協会	平成17年11月22日	平 沼 健 谷 地 信 子
社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会	平成17年11月24日	平 沼 健 谷 地 信 子
社団法人岩手県栽培漁業協会	平成18年 1月12日	川 村 農 夫 谷 地 信 子
財団法人岩手県土木技術振興協会	平成17年11月24日	平 沼 健 谷 地 信 子
財団法人岩手県下水道公社	平成17年11月24日	川 村 農 夫 一 戸 克 夫
財団法人岩手県文化振興事業団	平成17年11月22日	平 沼 健 谷 地 信 子
財団法人岩手県スポーツ振興事業団	平成17年11月24日	平 沼 健 谷 地 信 子
社団法人岩手県バス協会	平成17年11月22日	川 村 農 夫 一 戸 克 夫
社団法人岩手県私学振興会	平成17年11月22日	川 村 農 夫 一 戸 克 夫
社団法人岩手県林業公社	平成17年11月22日	平 沼 健 谷 地 信 子
社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	平成17年11月22日	川 村 農 夫 一 戸 克 夫
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	平成17年11月24日	川 村 農 夫 一 戸 克 夫
社団法人岩手県障害者雇用促進協会	平成17年11月22日	川 村 農 夫 一 戸 克 夫

2 監査の結果 以上の団体については、おおむね良好と認められる。なお、次の団体について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 知的障害者等地域生活援助事業の実施に伴う借家に係る敷金について、債権として管理されていないものが11件、1,715,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

岩手県報 第10536号

平成18年3月3日 印刷

平成18年3月3日 発行

発行人 岩 手 県

発行日 毎週火・金曜日（これらの日が休日に当たるときは、その翌日）

購読料 1箇月 3,400円（送料共）

印刷者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社